

2025年2月14日

意見書 前近代アイヌ社会におけるサケの文化的位置と漁業権

札幌市北区北8条西6丁目北海道大学

アイヌ・先住民研究センター

北原モコットウナシ



はじめに

この意見書では、筆者がアイヌ民族の文化、特に宗教について学んできた立場から、アイヌ民族の生業におけるサケ利用や精神文化との結びつきを述べる。

近代までのアイヌ民族の居住地は基本的にサケが遡上する場所に立地しており、その環境の中で衣食やその他の生活を支える資源、交易の主要な商品としてサケを利用してきた。アイヌ民族やその祖先集団は、こうした歴史の中で一貫してサケを利用し、後代になって周囲の社会との接触が増す中で、サケの捕獲に交易のための商品を生産するという意味合いが加わることにより、生活におけるサケの重要性や人々との精神的な結びつきは、いっそう高まってきたと考えられる。

それらの営みを継承しようとする今日のアイヌ民族によるサケ利用もまた「アイヌ文化」として、法的な保護の対象に含められるべきであると考えられる。明治以降の政策の中で損なわれた文化や権利が修復されることにより、初めてアイヌ民族の尊厳も回復し、誇りある文化的生活を営むことが可能になると言える。

1. 文化の定義

1.1. 文化人類学における文化の定義

文化人類学は、その名の通り人類が形成してきた文化を研究対象とする学問である。その入門書（『よくわかる文化人類学』ミネルヴァ書房）には、文化を「人間のさまざまな行動や思考のなかから、他の生き物と共有している本能的な~~修正~~や行動を除いた部分すべて」と定義している。他の生物と共有する本能に沿った行動は遺伝的に獲得されるものであるのに対し、文化は後天的に集団生活の中で獲得するものである。「人間が生きるために作り上げた衣食住の方法・技術・知識はもちろん、生活のために個人や集団がとり結ぶさまざまな人間関係、つまり社会組織も、すべて文化」とであるとされる。

人間は日々空腹を覚え、何らかの手段によってそれを満たそうとする。このこと自体は本能的な行動だが、そこで何を食材とするかには文化的な選択が働いている。例えば、日本では仏教の導入とともに肉食が避けられ、ユダヤ教やイスラム教も、それぞれに食べて良い食物とそうでないものを規定している。かつては、ヨーロッパの多くの地域で、タコ

習性

を食用にしなかったことも良く知られている。

このように、それぞれの社会は、単純に食べられるかどうかとは別の基準が存在することが多く、それに沿って食物を選択してきた。アイヌ文化においても、サケを重要な食材として選択してきたことから、後に触れるようにサケの捕獲に関する社会的な取り決めなど、サケにまつわる価値観・行動様式の全てをアイヌ民族の文化と見なすことができる。

1.2. 法学的な文化の解釈

小坂田裕子は「【意見書】自由権規約に基づくアイヌ民族のサケ漁業権—先住民族の権利に関する自由権規約委員会の実行の発展と同委員会による規約解釈尊重の必要性—」

(2022) などを通じ、法学的な解釈における「先住民族の文化」の範囲を詳細に述べている。例えば「自由権規約第 27 条で保護される「文化」には、マイノリティの文化の本質的要素となっている経済活動も含まれうる【中略】自由権規約委員会は、現代的生活様式を取り入れて伝統的文化が発展した場合にも、第 27 条の保護の対象となるとしている」と述べ、同委員会がフィンランドにおける現代的技術を導入したトナカイ牧畜の手法をも第 27 条における保護対象と認めたことを指摘している。また、1994 年の一般的意見 23 において、先住民族の文化には「土地資源の利用に結びついた独特の生活様式を含む、様々な形態」があること、漁業、狩猟のような伝統的活動や居留地で生活する権利も第 27 条の射程に入っていることを述べ、ここから、アイヌ民族によるサケ利用が第 27 条の保護対象である文化であり、その保護の範囲は「ラポロアイヌネイションが主張している経済活動としての船外機付き漁船による刺し網漁にまで及びうる」と結論づけている。

また、2019 年 5 月 24 日に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」は、第 2 条においてアイヌ文化を「アイヌにおいて継承されてきた生活様式」と定義している。これは、サケを商品とした経済活動をもアイヌ文化に含みうることを示した規定である。

2. 前近代のアイヌ社会におけるサケ利用

2.1. 食材としてのサケ利用

アイヌ民族はサケを衣食やその他の生活資材、交易の商品ともなりうる重要な天然資源として利用してきた。文化人類学者の野林厚志は“食生活”を「食品の生産、加工、流通、消費、調理、廃棄の過程」とし「自然環境、価値観、教条、法律や制度、経済条件、身体的な欲求や生理的条件、個人的な嗜好などが、人間の営みを通して密接に関連しあっている」と定義し、また主食という概念については、作業的な定義として「人を肉体的・

精神的に養ううえで、中心的役割を果たす食べもの」と述べている¹。木佐木哲朗は“文化的卓越食料”という言葉を用い、それは「①地域の主たる食エネルギー源であり、②優先的に生産・加工・貯蔵が行われ、③神話などで象徴的な扱いを受け」て「特別な意味づけがなされるもの」としている²。これは、野林が述べた主食の定義とおおよそ重なる。この意味では、アイヌ民族にとってサケやシカはまさに主食である。

サケは、大量に確保できることもさることながら、その味もまた好まれてきた。サケの身や魚卵の他、心臓や胃、腎臓、氷頭（軟骨）、皮も食用とした。生食のほか、煮る、焼くといった加熱、凍結や乾燥、燻しによる食感と味・香りの変化を利用した加工と貯蔵をしてきた。

樺太でも北海道でも、サケをアイヌ語でシペと呼ぶ。これはシ「本当の」とイペ「食物」という言葉から成っている。言語学者の知里真志保による『分類アイヌ語辞典 動物篇』を見ると、オシ（メス）やチャ（オス）など性別や成長段階、遡上後の時間経過による呼称の変化など、サケにまつわる語彙は大変多岐にわたっている。これは、アイヌ民族がサケを詳細に観察し、利用してきたことの表れでもあるし、何よりシペという言葉が、アイヌ文化におけるサケの特別な地位を表している。

2.2. 食材以外の利用

サケの皮は、食材ともなるが、そのほかに靴や衣服の素材とした。サケの皮は、遡上のために淡水に適応した後は厚みを増すことから、靴など耐久性が求められる用途の場合には遡上後の皮が用いられた。このように、サケの生態を熟知し、その特性を生かした利用がされてきた。衣料のほかに、バッグや楽器（シャマンの太鼓）など、他の文化において動物の皮革が用いられる場面でも魚皮を多く用いてきた。魚皮を煮詰めて膠（接着剤）に用いるなど、サケは生活資材の一部でもあった。

2.3. 精神文化との結びつき

信仰の上では、サケはチェペヘテカムイ（魚を来させる神）やチェパッテカムイ（魚を群れさせる神）等と呼ばれる神格によって、人間の世界に送り込まれてくるものとされている。漁期の始まりと終わりには、サケの神や川の神などに対し、豊漁祈願と感謝の儀礼を行ってきた。

口承文芸の中では、サケはシカと並んで食料の象徴として描かれるが、それは実生活に

¹ 野林厚志 2020「共同研究「主食論」をはじめるとあたって＜共同研究：食生活から考える持続可能な社会：「主食」の形成と展開＞」『民博通信 Online』165。

² 木佐木哲朗 2008「文化的卓越食物と料理・共食の文化」『県立新潟女子短期大学研究紀要』第45号。

おける重要性を映した表現でもある。サケとシカの枯渇は、人々にとっては生存に直結する問題であり、人々は信仰によってそうした事態を避けようと努めてきた。すなわち、サケやシカが与えられることに対する感謝や返礼を怠らないよう社会の成員を戒め、口承文芸によってそのことを繰り返し伝えてきた。そうした思想は、各地域の神謡などに反映している（例えば久保寺逸彦『アイヌ叙事詩 神謡聖伝の研究』（岩波書店、1977年）所収の、神謡74および神謡75など）。

また、川を遡上する魚群の中には、群れを率いる個体がいるとされる。その年に最初に獲れたサケをアシッチェブ（新しい魚）と呼び、この魚に対する儀礼を行う。これは、アシッチェブを、神界から人里へやってきた賓客として、また多くの兄弟（魚の群れ）を伴ってくる先導者として歓待する儀礼である。初漁の儀礼は、サケにもマスにも実施するという地域もあるが、サケのみを対象とする地域もある。

他にも、魚体の形や色などが特別で目を引く個体は、神聖視して他のサケとは別に保存し、クマの霊送りなどで神に捧げられる。それ以外の個体についても、漁具と儀礼具を兼ねたイパキクニ等と呼ぶ木製の棒で、魚の靈魂を神の世界へ送り返す簡単な儀礼が行われる。このように精神世界において様々な言説が付随していることも、他の魚種に比べてサケの特異な点であり、アイヌ文化におけるサケの特別な地位を示している。

3. サケ利用の歴史と社会

3.1. 交易品としてのサケ

歴史的な状況としては、北海道では先土器文化の時代から、クマやシカなどの外にサケ・マスを利用してきたことが確実だといわれる³。擦文土器を使う時代には、集落をつくる位置が変化したが、これはサケ・マスの漁に適した場所を意図したと考えられている。そうした変化の背景には、交易の増大と交易品としての乾鮭（からさけ）の重要性が高まっていたことがあると解釈されている。

南北朝から室町頃の産物を記した『庭訓往来』という文献には、北海道の昆布や「夷鮭」が記されており、アイヌ民族が自家消費に加えて日本に向けた交易品としてもサケを生産し、日本の食生活に大きな影響を与えてきた様子がうかがえる。これと引き換えに得た穀物や金属製品などにより、アイヌ民族は常に自分たちの生活を刷新してきた。

3.2. 漁業資源利用の継承

近代に入るまでは、アイヌ社会内の慣習に従った水産資源の利用が行われてきた。17世

³ (財) アイヌ文化振興・研究推進機構 2000『アイヌ民族に関する指導資料』。

紀の、シャクシャインの戦いの時期にも、シャクシャインと対立するオニビシの勢力が、シャクシャインの漁業圏内に入り込んだ、という記録があり、地域集団が一定の領域で排他的に漁を行うことが当時すでに常態であったことがわかる。時代が下って、文化6

(1809)年の『衛刀魯府志』にも、山にも海にも「境界」があり、草木も他領ではみだりに採取することができず、首長がこれを厳重に司っていることが書かれている(高倉新一郎1942『アイヌ政策史』)。

戦後に日高地方の沙流川流域の人々が記憶していたところによると、狩猟や河川、海浜での猟・漁を行う区画が設定され、内陸の区画と海岸に近い海の区画はいずれかの集落に所属していた⁴。さらに、その区画を特定の家族が所有することもあった。その場合、区画を領域として占有するのではなく、特定の時期に仕掛け弓や築漁など特定の猟法・漁法での生産を優先的に行うことができるというものであった。それ以外の猟法・漁法による生産は、集落の人々が自由に行うことができたし、収穫物は必ず分配することとされていた。他地域の者が入会を求めるときには、事前に宝物で対価を支払ったり、収穫のうちの一定の割合を提供したりすることが条件とされた。

山菜についても、特定の家族が占有することはなく、集落の者は採取することができた。その他の生活資材に用いる植物は、採取の時期も定められており、また分布が限られている植物については、生育地の集落に入会の許可を求めて採取した。海岸から離れた沖合は、公海としてどの集落も利用することができたという。こうした慣習を聞き取った研究者たちは、こうした資源利用の取り決めが、実に厳密なものであったと評している。

上記の調査よりも数年後に、他の地域での聞き書きによって得られた資料を見ると、近代に入る頃まで標茶町、広尾町、むかわ町、新十津川町、美深町などで、地域内の河川等に、漁業権や漁区の設定がされていたことが語られている⁵。

上川地方の美深町では、住民1軒あたり3か所から4か所のイチャン(サケ・マスの産卵床)を保有しており、1つのイチャンだけでも食べきれないほど魚が獲れたという。同じ集落の者であれば誰でも魚を獲ることが許容されたが、他地域から来たものは対価を払った上でなければ獲ることができなかったという。また、問寒別から4里ほど下流にタムタサモイ(刀と交換した淵)という場所があった。宗谷から来た者が、靴にするための魚を獲らせて欲しいと求め、対価として刀を差しだしたことが地名の由来だという。

胆振地方の現在のむかわ町付近は、シシヤモが遡上する地域である。他の魚については規制が緩やかで、他村の者が漁をしても許容されたが、シシヤモについてはチンなど下流

⁴ 泉靖一1952「沙流アイヌの地縁集団におけるIWOR」『民族学研究』16巻3・4。

⁵ 以下の情報は、更科源蔵による調査ノート『コタン探訪帖』(弟子屈町図書館収蔵)の記述による。

の7か村のコタンに住む者以外には獲ることを認めなかった。上流の者たちは、シシヤモを獲りたくなると、トゥキ（漆塗り酒杯）やイコロ（宝刀）などの動産を持ってきて、対価として支払った。十勝地方の広尾町でも漁区を侵すと厳しく抗議された。空知地方の新十津川町では「滝にいる魚は共有で、誰が獲っても良いことになっていた」という記録があることから、それ以外の流域には漁区が設定されていたことがわかる。標茶町の塘路湖は、サケではなくヒシという植物の実が豊富に採れるために、他村の人々も対価を手に収穫をしに来たということである。このように、水産資源には一般に漁業権が設定されており、それはサケについても同様であったことがわかる。

なお、美深町の事例は、これを語った話者の男性（1880年生まれ）からみて祖父の代の話とされていることから、幕末期の出来事を伝えていると考えられる。

結論

以上述べてきたことをまとめると、前近代の北海道におけるアイヌ民族の生活において、水産物ではサケが主要な食糧であり、なおかつ文化的にも重要な地位にあった。そうしたサケとの精神的な結びつきや利用の在り方は、アイヌ民族の祖先と考えられる集団の時代から一貫してきたものと考えられ、また遅くとも日本史という中世のころから、日本などへ向けた主要な商品ともなり、日本の食を豊かにすると同時に、交易を通じたアイヌ民族の主体的な異文化の摂取と生活の刷新を支えてきた。

サケが遡上する河川流域にくらす人々は、その環境と遡上するサケを神々や先祖から与えられた資産として利用することが認められ、しばしば他の地域からの要請により、対価を受けることで一時的に捕獲を認めたり、漁業権を譲渡したりすることもあった。こうしたサケ利用の文化は、北海道各地で確認されており、広尾町の事例があることから十勝地方にも同様の慣習が展開してきたと見ることができよう。

明治に入ると、こうしたアイヌ社会において厳格に守られてきた漁業権は徐々に無効化され、日本の行政府が行う権利の統制や分配によって上書きされていった。これにより、アイヌの生活と尊厳を支えてきた生業や宗教、そして民族としての尊厳に壊滅的な打撃が与えられた。

辻康夫は「一般に先住民は、近代国家の形成の過程で、主流派集団による支配・抑圧のもとにおかれた集団である。先住民集団に関する学術的研究は、支配構造の一部を形成するものであった」と述べ、またアメリカの状況として「法律の制定、裁判所の法解釈、法の執行の過程は、いずれも不公正」であったと述べている。また、こうした体制が作られる過程における研究者の関与については「研究を通じて生み出された先住民の劣等性の観

念は、先住民に対する支配・抑圧を正当化してきた」と述べている⁶。

北海道においても、漁業権の推移などのように、アメリカと似た経過をたどって入植者による秩序形成がなされた。また、和人研究者によって、和人優位の秩序形成を後押しするイデオロギー形成も見られた。例えば札幌農学校で教授を務めた新渡戸稲造は、植民地において「原住民を保護することは可いが、その権利は母国人と同一ならしむるを得ない。即ち特別に制定せる法律を以て支配しなければならない」と述べている⁷。また、北海道帝国大学の高倉新一郎は「植民政策たる以上、母国民の利害を犠牲にして迄、原住民の幸福を図る事は問題にならないが、尠くも母国民の利害を著しく害せざる限り、原住民の向上発展を図る事は（中略）植民者の道徳的責任である」と述べた⁸。

日本社会におけるアイヌ民族やその文化を軽視する風土は前近代から見られるが、近代以後も継承・補強されてアイヌを軽視した制度作りの裏付けとなった。そして、制度が作られたという事実が、社会の中にさらなるアイヌ軽視の風潮を醸成する形で、イデオロギーと制度が相互に補強しあう状態があり、そこに上記の和人研究者による植民学的言説や教育が関与してきたと考えられる。

アイヌ社会の慣習が一方的に無効とされ、生業や関連する精神文化の存続ができなくなったことは歴史的な不正義というべきであり、その状態が現在も継続している。植民地化による被害は保障・回復されるべきであり、この間否定され続けてきたアイヌ社会の慣習を正当に評価し直すとともに、アイヌ民族の権利が速やかに回復されることが望まれる。

⁶ 辻康夫 2025 「先住民遺骨問題をめぐる政治理論的考察：日本の先住民政策の現状と課題」（鈴木規夫・平石耕編『政治思想における西欧・アジア・日本』2025年5月刊行予定）。

⁷ 新渡戸稲造 2001 『新渡戸稲造全集 第4巻 植民政策講義 論文 時評 そのほか』。

⁸ 高倉新一郎 1942 『アイヌ政策史』。

北原モコットウナシ 主な経歴

- 2005年 千葉大学大学院文学研究科修士課程修了（文学修士）
2007年 千葉大学大学院社会文化科学研究科博士課程修了〔学術博士〕
2005年～2010年 アイヌ民族博物館学芸課学芸員
2010年4月より北海道大学アイヌ・先住民研究センター准教授
2023年より同教授
2023年より国立民族学博物館 客員教員

専門分野：アイヌ宗教文化、アイヌ語、口承文芸

北原モコットウナシ(次郎太) 主な業績・著作

- 2014年 北原次郎太『アイヌの祭具 イナウの研究』北海道大学出版会。
2018年 北原次郎太「アイヌ文様は魔除けかー衣文化に付随する通説を検証する」
『北海道博物館アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第3号。
2021年 北原モコットウナシ「《研究ノート》近代アイヌ社会のミソジニー・ジャ
イノフィリア」『千葉大学ユーラシア言語・文化論集』23号、千葉大学ユー
ラシア言語・文化論講座。
2021年 北原モコットウナシ「歴史的トラウマ概念のアイヌ研究への導入を探る」
『アイヌ・先住民研究』1, 北海道大学アイヌ・先住民研究センター。
2021年 北原モコットウナシ・小笠原小夜『ミンタラ① アイヌ民族 27の昔話』北
海道新聞社。
2022年 北原モコットウナシ・小笠原小夜『ミンタラ② アイヌ民族 21の人物伝』
北海道新聞社。
2023年 北原モコットウナシ（著）田房永子（漫画）『アイヌもやもや』303ブック
ス。
2024年 北原モコットウナシ・瀧口夕美・小笠原小夜『ミンタラ③ アイヌ民族 33
のニュース』北海道新聞社。
2024年 佐々木史郎・北原モコットウナシ（編）『最新アイヌ学がわかる』M&F。
2024年 日本文化人類学会第30期倫理委員会『大学教育用ガイドブック』
※飯嶋 秀治(日本文化人類学会第30期倫理委員長/九州大学)
伊藤 敦規(日本文化人類学会第30期倫理委員/国立民族学博物館)
北原モコットウナシ(日本文化人類学会第30期倫理委員/北海道大学)
伊地知紀子(日本文化人類学会第30期倫理委員/大阪公立大学)
による共編